

「国への提言」（第116回中部圏知事会議）

（インフラ整備の促進）

- 1 高規格道路ネットワーク整備等について…………… 1
- 2 北陸新幹線の早期全線整備について…………… 3
- 3 リニア中央新幹線の東京・名古屋間開業効果の最大化と
一日も早い全線開業の実現について…………… 5
- 4 北陸・中京間の鉄道アクセス向上による鉄道ネットワークの
充実について…………… 6
- 5 中部国際空港の第二滑走路の整備を始めとする機能強化の
早期実現について…………… 7
- 6 地域鉄道の維持・活性化について…………… 9

（地方創生の推進）

- 7 地方創生の実現に向けた国際・広域観光の振興について…………… 10
- 8 アジア競技大会・アジアパラ競技大会の開催に対する
支援について…………… 13
- 9 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催への
支援について…………… 15

（防災対策の推進）

- 10 地震・風水害対策等の推進について…………… 16

（少子化対策の推進）

- 11 抜本的な人口戦略として（少子化対策）…………… 24

(その他)

12	豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止について……………	33
13	産廃特措法失効後の安全性の確保に向けた取組への 財政支援について……………	37
14	水素エネルギーの普及・導入拡大について……………	39
15	医師確保対策の推進について……………	40
16	手数料等の電子申請及び電子納付の推進について……………	41

1 高規格道路ネットワーク整備等について

日本国経済の成長力・国際競争力を高めるとともに、経済環境の変動に強い地域経済を確立していくためには、太平洋側と日本海側及び東日本と西日本を結ぶ中部圏の地勢を踏まえ、人・物の流れを拡大する高規格道路ネットワークをはじめとした広域的な交通基盤の整備を推進する必要がある。

また、近年、令和2年7月豪雨や令和3年7、8月の大雨などによる災害が、経済活動へ大きな影響を及ぼしていることから、激甚化・頻発化する豪雨災害や、発生が危惧されている南海トラフ地震などへの備えとして高規格道路ネットワークの機能強化及び多重性・代替性確保は国土強靱化の観点から極めて重要である。

こうした中、令和3年4月には「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」が策定されたところであり、これに基づき災害に強い国土幹線道路ネットワークを構築していく必要がある。

さらに、ポストコロナ時代の「新たな日常」を実現するためにも、生活や経済活動を支えるインフラとして高規格道路ネットワークの構築が必要である。

加えて、高規格道路ネットワークのストック効果を最大限に発揮し、観光産業の基幹産業化など地域の活性化を図っていくためにも、大都市圏の環状道路ネットワークをはじめとする高規格道路と重要な空港・港湾とを連絡するアクセス道路など中部圏全域の基幹的な道路を早期に整備することが肝要である。

ついては、次の事項について、特段の措置を講じられるよう提言する。

1 太平洋側と日本海側及び東日本と西日本を結ぶ中部圏の地勢を踏まえ、高規格道路等のミッシングリンクの解消、暫定2車線区間の4車線化、ダブルネットワーク機能をさらに充実させるための6車線化等の、広域的な交通基盤の整備を推進するとともに、事業中の区間については、一日も早い開通を目指した整備を図ること。

2 南海トラフ地震や激甚化・頻発化する豪雨災害などにおいて、高規格道路の機能の維持並びに代替迂回路を確保するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び「防災・減災、国土強靱化に向けた

道路の5か年対策プログラム」に基づく取組を推進し、災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築を図ること。

また、これに必要な予算・財源を安定的に確保するとともに、計画的な事業執行を図るための弾力的な措置を講ずること。

3 大都市圏の環状道路ネットワークをはじめとする高規格道路と重要な空港・港湾とを連絡するアクセス道路等の早期整備を図ること。

4 高規格道路ネットワーク等の道路整備が計画的かつ着実に実施されるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算を十分かつ安定的・継続的に確保すること。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって影響を受けた物流・観光等の経済活動復興のための道路交通網の更なる整備を推進すること。

5 重要物流道路に指定された道路の機能強化及び整備推進のため、補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。

2 北陸新幹線の早期全線整備について

北陸新幹線は、高速交通体系の中軸として日本海国土軸の形成や分散型の国づくりに不可欠なものであり、乗車人員が開業前の約3倍となった金沢開業の顕著な効果が示すように、沿線地域の飛躍的な発展を図るうえで極めて大きな効果をもたらすものである。

また、雪害にも強く、南海トラフ地震等の際に東海道新幹線の代替補完機能を有する北陸新幹線は、災害に強い強靱な国土づくりに必要不可欠な国家プロジェクトである。

こうした整備効果は、大阪まで早期に全線開業してこそ最大限発揮されるものである。今後、金沢・敦賀間の整備を着実に進めるとともに、敦賀・大阪間を一気に整備し、沿線住民の長年の悲願である北陸新幹線のフル規格による全線整備が一日も早く実現されるよう、次の事項について格段の配慮をされるよう提言する。

1 金沢・敦賀間について、工事工程や事業費の管理・監督を徹底し、沿線自治体に適時・適切な情報提供を行いながら、令和5年度末までの開業を確実に実現すること。

加えて、開業に向けたまちづくりや観光など様々な取組みに対し、工期遅延に伴う対策も含め、必要な支援を行うこと。

また、関西・中京圏等と北陸圏のアクセス向上のため、北陸新幹線と在来線特急双方の運行本数の維持・拡大や敦賀駅等における乗換利便性の確保を図ること。

2 敦賀・大阪間について、「北陸新幹線の取扱いについて」（令和2年12月16日国土交通大臣）で「与党PTの「敦賀・新大阪間を令和5年度当初に着工するものとする」との決議の内容を重く受け止め、関係機関と調整して着工5条件の早期解決を図る。」とされたところであり、本年夏の概算要求に向けて検討を加速させるとともに、沿線地域の意見を踏まえながら、環境アセスメントを地元調整も含め丁寧かつ迅速に進め、あらゆる手段を尽くして、北海道新幹線札幌開業（令和12年度末）頃までに大阪までの全線整備を図ること。

3 これらを実現するため、上記「北陸新幹線の取扱いについて」等を踏まえ、金沢・敦賀間の建設財源を十分に確保するとともに、敦賀・大阪間の

着工を見据え、新幹線への公共事業費の大幅な拡充・重点配分、貸付料財源の最大限の確保、財政投融资の活用等により必要な財源を早急に確保し、整備スキームを見直すこと。

4 地方負担については、沿線の地方自治体に過度の負担が生じないように、より一層のコスト縮減や、国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講ずるとともに、各県への停車の配慮など負担に見合う受益の確保を図ること。

5 北陸新幹線開業に伴う並行在来線は、地域住民の交通手段であるとともに、国の重要な広域物流ネットワークの一部を担っている。こうした並行在来線が健全に経営できるよう、JRからの協力・支援のあり方や貸付料の活用、貨物調整金制度の見直しなど幅広い観点からの財源確保の方策も含め、運営費支援などの新たな仕組みを、法制化も視野に入れ、早急に検討し構築すること。併せて、初期投資や老朽化車両の更新等の設備投資に係る支援制度の拡充や予算枠の確保など、支援施策の充実を図ること。

また、金沢・敦賀間の工期遅延によって発生する並行在来線の追加経費については国が責任を持って適切な支援措置を講ずること。

6 北陸新幹線敦賀以西の整備に伴う並行在来線の経営分離については、自治体の意向を十分尊重すること。

3 リニア中央新幹線の東京・名古屋間開業効果の最大化と一日も早い全線開業の実現について

リニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪間の時間距離を大幅に短縮し、関東、中部、近畿の各地域間の交流・連携を一層強化させ、人口約7,000万人のスーパー・メガリージョンを生み出すことにより、日本の発展を強力に促進する極めて重要な社会基盤である。

現在、東京・名古屋間において全国新幹線鉄道整備法に基づく工事实施計画が認可され、様々な課題解決を図りながら建設工事が進められているところであり、まずはこの区間の事業を着実に進め、次なる名古屋・大阪間事業への着手、一日も早い全線開業へと確実につなげていく必要がある。

また、名古屋まで先行開業する2027年を見据え、リニア効果を中部圏において最大化させるための取組を並行して進める必要がある。

さらに、リニア中央新幹線は、東京・大阪間の全線が開業してこそ機能が完全に発揮される事業であることから、名古屋・大阪間はルートや駅位置を速やかに確定させる必要がある。

そこで、リニア中央新幹線の東京・名古屋間開業効果の最大化と一日も早い全線開業の実現に向けて、次の事項を強く提言する。

- 1 一日も早い全線開業の実現に向け、まずは、東京・名古屋間について、工事实施計画に基づき、事業が着実に進むよう、必要な支援及び措置を講じること。
- 2 東京・名古屋間の開業と同時に、中部圏においてリニアインパクトが最大限発揮されるよう、リニア駅を核とした広域交通ネットワークの整備等に取り組むとともに、駅周辺のまちづくりに関する支援など、地方創生に資する施策を積極的に講じること。
- 3 名古屋・大阪間の環境影響評価の円滑な実施、ルート及び駅位置の早期確定に向けた準備を連携、協力して進めるとともに、ターミナル駅早期着工の実現を図るための支援に取り組むこと。

4 北陸・中京間の鉄道アクセス向上による鉄道ネットワークの充実について

北陸圏と中京圏はこれまで、鉄道や道路などの交通基盤整備の進展により、人流・物流両面での強い結び付きのもとに発展してきた。

また、両圏域では、広域的な地域間の交流・連携を強化し地域の活性化を図る観点から、令和5年度末に敦賀開業となる北陸新幹線、令和9年に名古屋開業となるリニア中央新幹線など、高速交通体系を形成する新幹線の整備が進められている。

これらは、わが国の新たな国土の大動脈として、経済社会を支え、東京・大阪間の多重系化による災害に強い国土の形成、ゆとりある生活の実現に大きく貢献するとともに、国土の発展を促進する極めて重要な社会基盤である。

今後、これらの新幹線の整備効果を十分発揮させるためには、在来線との結節性の強化及び在来線の機能強化を図り、早く、便利に、快適に移動できる鉄道ネットワークを整えていく必要があることから、次の事項を提言する。

- 1 鉄道ネットワークが全体として高い機能を発揮できるよう、北陸新幹線敦賀開業時における敦賀駅発着の新幹線と乗り継げる特急しらさぎの運行本数の維持・拡大など、新幹線と在来線の接続向上や在来線における鉄道会社間の直通運転などを図ること。**
- 2 北陸新幹線敦賀開業により、敦賀駅において乗換えが発生することに加え、北陸・中京間で利用者の料金負担の増加が見込まれるため、その軽減を図ること。**
- 3 交通系ICカードについて、鉄道の利便性向上のため、利用エリアの拡大やエリアまたぎに必要なICカード対応自動精算機の設置等、広域的に利用できる環境が整備されるよう対策を講じること。**

5 中部国際空港の第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現について

中部国際空港は、2005年の開港以降、中部圏と国内外との「人の交流」、「産業のサプライチェーン」を支える重要な社会インフラとして大きく貢献している。

中部国際空港沖では、名古屋港から発生する浚渫土砂を処分するための新たな埋立地の整備が、国土交通省の港湾事業として進められており、2021年5月には埋立が承認された。現在は、護岸基礎工事が実施されているところであり、将来、第2段階の新滑走路としての活用が期待される。

中部国際空港は滑走路が1本であるため、以下のような課題があり、これらの課題を解決し、国際拠点空港としての機能を十分に発揮するには、2本の滑走路の整備が不可欠である。そのため、2021年12月14日、地域において『中部国際空港の将来構想』をとりまとめ、第1段階として、2027年度を目途に現空港用地内での第二滑走路の供用を目指している。

- 【課題】
- ①将来の航空需要への対応
 - ②完全24時間運用の実現（滑走路メンテナンス時間の確保）
 - ③滑走路の大規模補修への対応
 - ④不測の事態による滑走路閉鎖リスクの回避
 - ⑤災害時におけるバックアップ機能の確保
 - ⑥魅力にあふれ発展する地域への対応

一方足下では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中部国際空港における航空機発着回数及び航空旅客数は大きく落ち込んでいるところである。

しかしながら、この地域では、2022年のジブリパークの開業、2026年には第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会の開催が予定されるほか、世界遺産である白川郷・熊野古道、名古屋城など、外国人にも人気が高い観光資源が豊富に存在している。さらに、リニア中央新幹線の全線開業により、世界最大規模となる人口7千万人のスーパー・メガリージョンが形成され、そのセンターを担うことになるこの地域は、観光だけでなく、経済活動の視点からも、国内外からこれまで以上に多くの人を呼び込むことができるポテンシャルを有しており、中長期的には、航空需要が確実に伸びていくことが見込まれている。

国においては、第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現に向け、次の各項目について格別のご配慮を賜るよう提言する。

- 1 空港西側の隣接地等に新たな埋立地を整備する「中部国際空港沖公有水面埋立事業」について、環境に配慮しながら、着実な進展を図ること。
- 2 『中部国際空港の将来構想』の第1段階である2027年度の第二滑走路の供用開始に向けた環境影響評価について、法律等に基づく手続が迅速に進められるよう、必要な支援を行うこと。
- 3 第二滑走路の建設にあたり、空港建設時と同様に十分な財政支援を行うための協議を始めること。
- 4 新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けている航空需要の回復に向け、観光を含めた国際的な人の往来の本格的な再開に向けた出口戦略を示し、早急に実現すること。
- 5 東海三県始め中部地域の主要都市、観光地から空港への道路・鉄道等のアクセスの充実に向けて、必要な措置を講じること。

6 地域鉄道の維持・活性化について

地方にとって鉄道は、通勤や通学、日常の移動手段として地域の人々の暮らしを支えるとともに、産業や観光など地域振興に寄与する重要な交通機関である。

しかし、地域鉄道事業者においては、人口減少により利用者が減少し、行政の支援なくしては経営が成り立たない危機的な状況にあり、鉄道事業者の独立採算制を前提とした制度に限界が来ている。

また、JR西日本においても、線区の維持が難しいとして、4月11日に輸送密度2,000人未満の経営状況を公表し、ローカル線の見直しの議論を進めようとしている。

このような状況を踏まえ、国においては、地方の重要なインフラであるJRローカル線を含む地域鉄道が、地域の活性化のみならず持続可能な社会の実現に果たす役割に鑑み、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 国鉄改革時には、不採算路線を含めて事業全体で採算を確保することを前提として制度設計が行われた経緯や社会情勢の変化を踏まえ、JRローカル線を含めた鉄道ネットワークのあり方について、地方の切り捨てとならないよう国において方針を示すこと。**
- 2 将来にわたり地域鉄道が持続的に運営できるよう、鉄道事業を重要な社会インフラとして明確に位置付け、強力な財政支援や法制化を含め、国において維持・活性化に必要な対策を早急に講じること。**

7 地方創生の実現に向けた国際・広域観光の振興について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、観光関連産業においては、訪日外国人旅行者数が大幅に減少するなど、依然として大変厳しい状況にある。こうした中であっても、中部圏には、歴史的景観、国立公園をはじめとする美しい自然、都市観光、産業観光、海洋資源、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の観光資源が豊富に存在するなど、中部圏は国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域であり、その魅力を観光資源として磨き上げ、世界から選ばれる、魅力ある観光地域づくりを積極的に行っていく必要がある。

今後とも、中部圏が、「高い潜在力を活かした国際観光文化立圏」として、広域観光周遊ルートの形成や地域の観光資源の世界レベルへの磨き上げ、国内外からの交流人口の拡大を目指していくためには、新幹線、圏域の道路、港湾、空港などの社会資本を整備していくことが国土強靱化と地方創生の観点からも重要である。

こうした中、国においては、令和元年12月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これまで進められてきた第1期総合戦略の成果と課題等を踏まえたうえで、『将来にわたって「活力ある地域社会」の実現』と、『「東京圏への一極集中」の是正』を共に目指すこととした。国際・広域観光の振興は、国内外からの交流人口の増加と消費の拡大による地方への需要創出につながるなど、まさに、国政の重要テーマである地方創生を実現するための大きな鍵となる。

また、平成31年1月から徴収が始まった国際観光旅客税を財源とし、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が図られてきたところである。

中部圏知事会では、こうした実情を踏まえ、平成26年度に「中部圏における国際・広域観光の振興に関する宣言」、平成30年度には「東京2020オリンピック・パラリンピックを見据えた訪日外国人誘客・広域観光に関する宣言」を採択し、国際・広域観光の振興に向けた取組を強力に推進していくことを宣言したところである。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を見極めた上で、国内外の観光需要回復に向けた大規模な取組を推進するべきであり、併せて、昨夏の東京2020オリンピック・パラリンピックや、今後の第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会の開催を契機に、世界中に向けて中部圏の魅力を強力かつ戦略的にアピールしていくことが重要である。

については、地方創生の実現に向けた国際・広域観光振興施策の推進のため、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 魅力ある観光地域づくりと国土強靱化・地方創生のための社会資本の整備推進

- (1) 北陸新幹線、リニア中央新幹線の整備推進を図ること。
- (2) 広域観光や交流人口の拡大に資する高規格道路等の整備推進を図ること。
- (3) 「クルーズ500万人時代」実現に向けた港湾の機能強化を図ること。
- (4) 外国人旅行者等の受入体制の充実及び国内外の航空ネットワーク強化に向けた空港の機能強化を図ること。

2 「訪日外国人旅行者2030年6,000万人時代」に向けた訪日観光客の円滑な受入れ体制・環境の整備

- (1) 空港及び港湾におけるC I Q体制の充実・強化及び迅速化を図ること。
- (2) 繁忙期における外国人旅行者向け貸切バスの確保対策を講じること。
- (3) 広域周遊パスの充実に対する支援を拡充すること。
- (4) 多言語表記や無料公衆無線LAN環境の整備促進に係る支援を拡充すること。
- (5) 訪日外国人旅行者の入国時における海外旅行保険加入の促進を図ること。

3 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を見極めた上での国際観光交流を一層促進する取組の強化

- (1) 国において戦略的な訪日プロモーションを実施するほか、地方部への分散化を図る取組を推進すること。
- (2) 地域の観光資源を活用したプロモーション事業を推進するための所要額を確保すること。また、地方が連携して実施するインターネットの活用を含めた海外での観光プロモーション事業への予算配分を拡充すること。
- (3) 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業の予算配分を拡充すること。
- (4) 大幅な成長が期待できる重点市場への戦略的な訪日プロモーションや冬季プロモーションに対する支援を拡充すること。
- (5) 海外へのクルーズプロモーションを強化すること。

(6) 国際会議等MICEの誘致のための支援を拡充すること。

4 地域づくりの取組と連携した地域の観光資源の磨き上げなど、魅力ある観光地域づくりの推進

- (1) 歴史的景観、国立公園をはじめとする美しい自然や伝統文化等の地域の観光資源の磨き上げや、多言語解説整備など、観光地域づくりに対する支援を拡充すること。
- (2) 広域的な二次交通の運行に対する支援制度や、観光地への多様なモビリティの導入に対する支援制度を創設・拡充すること。
- (3) 県域全体の観光地域づくりの舵取り役を担う観光地域づくり法人(DMO)が専門人材を確保し、継続的・安定的な運営を行うため、特段の財政措置を講じること。

5 国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く、創意工夫が活かせる交付金等による地方への配分

8 アジア競技大会・アジアパラ競技大会の開催に対する支援について

愛知・名古屋では、2026年に第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会が開催される。

アジア競技大会は、アジア45カ国と地域が参加するアジア最大のスポーツの祭典であり、第二次世界大戦後まだ間もない1951年、戦禍によって引き裂かれたアジア諸国の絆を、スポーツを通じて取り戻し、アジアの恒久平和に寄与したいとの願いを込めて始まり、日本での開催は、東京、広島に続き3回目となる。

また、アジアパラ競技大会は、障害への理解促進や、障害のある方の自立と社会参加の促進に大きく寄与する大会であり、日本では初開催となる。

第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催は、スポーツ界にとって、東京2020オリンピック・パラリンピックの次なる大きな目標であり、日本全体のスポーツの発展に寄与するものである。また、拡大するアジアとの交流を一層深め、中部圏の交流人口の拡大及び国際競争力の向上や、多様性を尊重し合う共生社会の実現などにも大きく寄与し、さらには、日本全体の成長にも貢献するものである。

両大会を地域活性化につなげるためにも、日本全体で盛り上げ、是非とも大会を成功させなければならない。

については、下記の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会を東京2020オリンピック・パラリンピックに続く国家的なプロジェクトとして、国の計画等に明記すること。**
- 2 国との連携を強化し、開催準備を円滑に進めるため、組織委員会等に対し、国職員等を派遣すること。**
- 3 競技会場の整備・改修及び大会運営などに対するスポーツ振興くじ（toto）や宝くじなどによる支援を行うこと。**
- 4 組織委員会に対する寄附金について、法人税法上の指定寄附金及び所得**

税法上の特定寄附金として指定すること。

- 5 両大会の開催を国内外で周知するため、積極的な広報に努め、機運醸成を図ること。
- 6 両大会で活躍できる選手の育成に努めること。

9 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催への支援について

我が国最大のスポーツの祭典である国民体育大会・全国障害者スポーツ大会は、各都道府県の持ち回りで開催されており、地方におけるスポーツ振興に果たす役割は大きい。

スポーツ基本法において、国民体育大会は（公財）日本スポーツ協会、国、開催地都道府県が共催、また全国障害者スポーツ大会は（公財）日本パラスポーツ協会、国、開催地都道府県が共催し、国は両大会の円滑な実施および運営に資するため、開催地都道府県に対し必要な援助を行うものとされている。

しかし、施設整備を含む、開催経費の大部分が開催地都道府県と各競技会場地市町村の負担となっており、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たず、全国的に財政状況が厳しい中、開催地の地方自治体においては人的・財政的負担は依然として大きいものとなっている。

こうした中で東京や北京で開催されたオリンピック・パラリンピックは、コロナ禍にあっても多くの国民に夢や希望をもたらし、スポーツに対する国民の関心を高めたところである。この好機を捉え、スポーツ立国の実現を目指す上で、地方におけるスポーツ振興は国全体で取り組むべき喫緊の課題である。

また、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催に必要な競技用具の購入・借用とともに、今後の大会運営に求められる感染症対策について、一定の財政措置が図られたものの、開催県にとって、大きな負担となっている。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 両大会にかかる統括団体（日本スポーツ協会、日本パラスポーツ協会）、国、開催県の経費負担を見直すとともに、式典や試合数、参加人員数、施設基準の見直しなど、両大会の簡素化について、統括団体とともに検討すること。**
- 2 東京オリパラ等を踏まえた競技・種目の追加に対応し、地方スポーツ振興費補助金を増額されたい。**
- 3 両大会における感染症対策に要する経費の全額を財政支援すること。**

10 地震・風水害対策等の推進について

昨年7月、8月の相次ぐ記録的な大雨により、土石流や河川の氾濫など、全国各地で甚大な人的・物的被害が発生した。

近年、我が国は毎年のように様々な災害に見舞われており、地方公共団体においては、突然発生する大規模自然災害に備え、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国と一丸となって国土強靱化に取り組み、防災・減災の徹底を図ることが求められている。

このため、中部圏知事会としても、住民の生命及び財産に係る被害を最小限にとどめるための地震・津波対策等を推進していくことが必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 地域の国土強靱化の取組への支援

国土の強靱化を中長期的な視点に立って、更に強力に進めていくため、国土強靱化地域計画に盛り込まれた事業の着実な推進が図られるよう、5か年加速化対策に基づく、財政上の支援措置の充実を図るとともに、必要な予算・財源を安定的に措置し、あわせて計画的な事業執行を図るための弾力的な措置を講ずること。

また、防災・減災機能を充実させながら、「沿岸・都市部」と「内陸・高台部」の資源を生かし、産業の創出・基盤整備を行い、安全・安心で魅力ある地域づくりを実現するための規制緩和や税制・財政等の支援措置を講じること。

2 地震・津波対策の充実・強化

- (1) 地方公共団体が、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」に基づく事前避難等の防災対応を実施するにあたり、実効性を担保するための財政上の支援措置等を講じること。

南海トラフ地震臨時情報に対して、住民が正しい理解のもと適切な行動が取れるよう、国において丁寧な周知を継続して行うとともに、地方自治体実施する啓発に対して支援を行うこと。

- (2) 液状化対策、防潮堤・防災林の整備、高規格道路など主要幹線道路の整備予算の確保、緊急輸送ルートとなる道路ネットワークなどの整備等、大規模建築物の耐震化、大規模な広域防災拠点等の機能向上、高規格道路の高架区間等における緊急避難場所整備、消防団等の地域防災力充実

強化、高台への移転など、事前に防災や減災に資する対策を地方公共団体が重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。

- (3) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域等の指定を促進し、同法の実効性を高めるため、施設の安全性確保対策や区域指定による人口流出及び風評被害等の防止対策へ財政上の支援措置等を講じるとともに、地域の実情に応じた対策が円滑に進むよう、関係省庁の連携を強化すること。
- (4) ゼロメートル地帯においては、地震による液状化の影響で河川・海岸堤防等が沈下・損壊し、地震直後に浸水が始まることで、被害が甚大となるおそれがあることから、河川・海岸堤防等の強化に対し特段の財政措置を講じること。
- (5) 太平洋側のみならず、日本海側も含め早急に地震・津波に関する観測体制の充実・強化を図るとともに、近年、地震が頻発する日本海側の陸域など、これまでに十分な知見が得られていない地域についても調査・研究を行い、調査結果を早期に公表すること。
- (6) 消防防災ヘリコプターの安全対策を充実するため、2人操縦士体制の維持、安全管理体制の強化等に係る費用への財政支援を拡充すること。
また、ヘリコプター操縦士を安定的に確保できるよう、防衛省をはじめ関係省庁と連携し、自衛隊OBの採用や操縦技能の向上を支援する仕組みを早期に構築すること。
- (7) 若年世代をはじめとした防災人材を育成するため、地方公共団体が行う取組に対して、過去の災害の教訓を伝える講師の確保や教材の提供等の支援を行うとともに、啓発活動支援の推進を図ること。
- (8) 平時のみならず、土砂災害、河川氾濫、津波などの災害時においても、医療機関の機能が確実に発揮されるよう、国として、当該施設を新たに設置又は移転する場合における立地基準や地域住民との合意形成の必要性等を盛り込んだ指針を示すこと。
- (9) 南海トラフ地震等による大規模災害から速やかな復旧・復興を図るため、地籍調査の迅速かつ重点的な実施を促進するよう、国庫補助率の引上げ等、制度の拡充を図ること。
- (10) 地籍調査の促進を図るため、公共事業等の測量成果を活用する制度に係る指定手続きの簡素化や調査事業の地域要件の拡充を図ること。

3 災害に強い電力供給体制の充実・強化

- (1) 災害に強い電力供給体制の構築に向け、電気事業者に対し適切な指導

を行うとともに、地方自治体が行う支障木の予防伐採に対する財政支援、非常用電源の確保に対する支援等の充実を図ること。

- (2) 災害時も停電のない、エネルギー自立型の住宅・ビル・街を実現するため、太陽光発電・蓄電池システムや外部への電源供給が可能な自動車の価格低減を促す取組などを推進すること。

4 災害時における物流体制及び事業継続体制の充実・強化

- (1) 発災直後から、支援物資を個々の避難所まで迅速かつ円滑に輸送することができるよう、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において引き続き進めるとともに、無電柱化を推進するための財政支援を図ること。
- (2) 自然災害や感染症などのリスクへの対応が、中小企業・小規模事業者においても非常に重要となっていることから、中小企業等に対する事業継続計画（BCP）策定へのインセンティブを拡充すること。

5 避難所等の運営体制の充実・強化

- (1) 自主防災組織が自助・共助の機能を発揮し、市町村と適切に役割分担を行い、また男女共同参画の視点に立って避難所運営ができるよう、住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政上の支援措置を講じること。
- (2) 障害者、高齢者、妊産婦・乳幼児等の要配慮者やペットとの同行避難者等の避難行動や避難生活の支援のほか、福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、施設や資機材・物資の整備等に係る財政上の支援策及び福祉人材の派遣などの支援に関する制度上の整備を講じること。

また、福祉避難所として多くの避難者を受け入れる社会福祉施設等では、新型コロナウイルス感染症の発生リスクを抑え、避難者や利用者の健康を守るため、福祉避難所で受け入れを行うに当たって、特に注意が必要な要配慮者等に対し、必要な場合に迅速にPCR等検査を実施できる体制の整備を進めるとともに、実施に当たり必要となる経費について必要な財政措置を講ずること。

- (3) 増加傾向にある外国人に対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の「やさしい日本語」及び多言語による発信や災害時の避難所における通訳の確保や食文化への配慮等について財政面も含めて地

方公共団体が進める災害時の外国人支援への取組への支援策を講じる
こと。

- (4) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費、資器材の購入等の基盤整備費用及び災害ボランティアの活動環境整備費用について、災害救助費の対象とすること。
- (5) 避難所における感染防止対策を図るために有効な間仕切り、手指消毒液、マスク、非接触式体温計等の備蓄や調達及び避難者を受け入れる施設の整備・拡充に必要な財政措置を継続すること。
また、避難所における「3つの密」を避けるため、避難所の確保に向けてホテルや旅館、民間施設及び教育関係施設等の理解や協力が得られるよう、関係団体に働きかけるとともに、避難所として使用した際に必要となる費用に対し、必要な財政措置を継続すること。
- (6) 避難所や在宅の避難者の二次的な健康被害の発生を防止する上で、保健活動や福祉支援は必要不可欠であることから、災害救助法を含めた法的な支援として明確に位置づけること。
- (7) 感染者急増期に、多数の自宅療養者が一斉に避難を要する大規模災害が発生する場合に備え、自宅療養者の避難対策や個人情報への取扱いに係る法令上の考え方を示すこと。

6 災害時における広域応援・受援体制の確立

- (1) 国における広域応援の実施に対応する専属組織の設置と被災地への応援の調整・指示の一元化を行うこと。
- (2) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援・受援体制の確立に向けた支援を行うこと。
- (3) 被災した地方公共団体の支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設を行うこと。

7 被災者生活再建支援の充実・強化

- (1) 被災者生活再建支援制度の支援金支給対象について、当該制度が適用される災害に際しては、被災区域全域を対象とすること。
また、損害割合20%台の半壊を含め、半壊全てを支援対象とするよう、引き続き検討すること。
- (2) 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。

- (3) 支援漏れや支援の重複を防ぐなど被災者支援を効率化するため、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入のための技術支援及び財政支援を行うこと。
- (4) 被災者の生活再建に伴うストレスや悩みに対応するため、精神科医、弁護士等の専門家によるワンストップ相談（総合相談会）の実施に必要な支援を行うこと。
- (5) 災害公営住宅の建設について、技術的・財政的支援を行うこと。また、採択条件となる滅失住戸の判定について、条件を緩和するなど弾力的な運用とすること。

8 風水害対策の充実・強化

- (1) 近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害・土砂災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考え方にに基づき、地方自治体が実施する河川、海岸、砂防、ため池及び治山などの施設整備・改築及び荒廃森林の整備などのハード対策や、浸水想定区域図やハザードマップの策定などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

また、洪水氾濫と土砂災害、山地災害による複合災害対策に関する研究の推進と技術的・財政的な支援の充実を行うこと。

- (2) 河川整備を促進し、抜本的な治水対策を進めるとともに、洪水時の災害対応を迅速かつ的確に行うため、水系一貫管理の原則に基づき、国管理区間と県管理区間が混在する大河川のいわゆる中抜け区間等について、想定される被害の規模や地域の実情に応じ、国による一元管理とすること。
- (3) 大規模な洪水に備えた緊急時における流域全体での洪水調整を国が実施すること。
- (4) ダム等の堆砂については、ダム管理者による対応が原則であるが、地形や気象などの要因により、ダム管理者による対応だけで解消することが困難であり、洪水等災害発生への恐れがある場合、総合的な土砂管理の観点から、積極的に支援すること。

また、国が設置許可したダムについては、ダム管理者に対し、防災上の適切な指導を行うこと。

- (5) 警戒レベルを用いた避難情報の発令について、住民が正しく理解し、適正な住民の避難行動につながるよう、一層の周知啓発を図るとともに、取組への支援を行うこと。

- (6) 公共施設等の災害復旧事業について、制度の拡充や財政措置、人的支援等の充実強化を図ること。
- (7) 国立公園で発生した自然災害については、早期に利用再開が図られるよう、管理者である国が主体的に関係者間の調整を図るとともに、応急対応や復旧事業の実施、公園利用者への周知等を実施すること。
また、国立公園の多くを占める国有林において、治山事業や流木除去の実施など、適切な管理を国において積極的に行うこと。

9 火山防災対策の強化について

- (1) 火山活動に対する監視・調査研究体制の充実に国が積極的に関与するとともに、地方公共団体が取り組む火山活動の監視・調査研究体制の整備や運営、火山噴火緊急減災対策砂防計画におけるハード対策等に対する人的及び財政的な支援を行うこと。
- (2) 火山防災マップの作成、避難計画の策定等の火山防災対策に関する財政的支援を拡充するなど、火山防災体制の整備を行うこと。
- (3) 火山活動に対する噴火警戒レベルを適切に見直すとともに、登山者等に対する効果的、確実な情報提供方法等について検討し、情報発信の強化を図ること。
また、携帯電話不感地帯において、登山者等へ確実かつ迅速な情報伝達ができるよう電波通信状況の改善等を促進すること。
- (4) 退避壕や退避舎等の安全確保施設の整備については、国と地方公共団体の役割分担と国による財政負担を明確にし、設置に係る補助金等の拡充を図ること。
また、避難施設としての山小屋等における壁・柱など屋根以外の安全性を高めるための機能強化、サイレン等の整備に対する財政支援措置を拡充すること。
- (5) 山中における防災上の危険性等を示す広告物については、登山者等が認識しやすい色彩や形状を認めるなど、自然公園法に基づく基準の見直しを行うこと。
- (6) 「登山届」の提出の促進など、登山者の迅速な把握に向けた取組を推進し、登山者の安全確保対策を強化すること。

10 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

- (1) 原子力発電施設に係る新規制基準については、現在も続く福島第一原子力発電所事故の原因究明の検証結果を踏まえるとともに、絶えず国内

外の最新の知見を収集し、その都度、適切に規制基準に反映させること。

また、断層調査・評価を含む新規規制基準への適合性に係る審査及び運転期間の延長に係る審査に当たっては、科学的知見に基づいた厳正な審査を行うこと。

さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策について、厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示すること。

- (2) 今後、高経年化等により見込まれる原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。
- (3) 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、最新の知見を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。なお、UPZ外の地方公共団体においても必要に応じ緊急時に円滑な防護対策を可能とするため、国の責任において環境放射能水準調査のモニタリングポストを増設するなど、事前の対策について改めて検討を行うこと。

また、同指針において、最も基本的な防護措置としている屋内退避について、長期にわたる場合や大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針をあらかじめ示すこと。

- (4) 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会において、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

- (5) 地方公共団体の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、国が積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避難退域時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等のインフラの整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広

域的な防災体制の検証を行うこと。

- (6) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に当たり、事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重し、P A Zの内外にかかわらず必要な支援を行うこと。なお、配布体制の整備に当たっては、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行い、住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に示すこと。
- (7) 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。
- (8) 今年3月のロシア軍によるウクライナのザポリージャ原子力発電所への武力攻撃等については、我が国の原子力施設の周辺地域においても大きな不安を与えるものである。早急に原子力施設の警備体制の充実・強化を図るほか、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に万全を期すとともに、我が国に対して武力攻撃事態等の脅威が直接及ぶことのないよう、あらゆる外交努力を推進すること。

その上で、万一の武力攻撃事態等への対処処置について、原子力施設の防御、原子力安全対策及び防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行い、その結果及び対応方針を国民に明らかにすること。

また、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、地方自治体、事業者等の関係機関が連携し、事態の進展に応じた住民避難の手段の確保など、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制の構築に万全を期すこと。

- (9) 上記(1)～(8)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう最大限の努力をすること。

11 土砂の不適正処分に関する対策の強化

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）の施行に当たっては、執行体制の確立や予算措置など準備が必要であるため、十分な準備期間を設けるとともに、法の施行に係る基本方針や政省令等を早期に明示すること。

また、既存の関係法令や自治体の条例による規制と新法の適用関係を明示すること。

11 抜本的な人口戦略として（少子化対策）

現在、我が国の少子化はとどまる気配はなく、国の閉塞感につながる危機的な状況は深刻さを増している。2020年の合計特殊出生率は1.33となり、出生数も約84万人で過去最少を記録するなど、我々の予想を上回るペースで少子化が進んでいる。少子化対策は、人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正する地方創生の取組を深化させるとともに、国民一人ひとりが活躍できる社会づくりを進める上で重要である。政府は、低所得者向けの新婚生活に対する経済的支援や、不妊治療の支援の拡充、子ども・子育て支援の強化などに取り組んでいるが、「国民希望出生率1.8」の実現に向けて、結婚、妊娠、出産の希望をかなえ、安心して子育てができる環境の整備が必要である。

政府が定めた第4次少子化社会対策大綱では、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子どもを持てる社会をつくることを、少子化対策における基本的な目標として掲げており、社会情勢の変化等を踏まえた、令和の時代にふさわしい少子化対策として、結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境の整備などを推進するとされている。

少子化対策の取組は、都市と地方の違いはもちろん、その地域の実情に応じてアプローチが異なることから、地方自治体が地域の実情に応じた少子化対策に取り組めるよう、財源確保も含めた支援が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、出会いの機会の減少や不妊治療の延期・中断、経済状況の悪化など、結婚や妊娠・出産、子育ての当事者は大きな不安を抱えているなか、結婚の希望がかない、安心して子どもを生み育てられる環境整備の重要性が高まっている。さらに、テレワークやワーケーションなどの多様な働き方やオンライン教育などの普及は、住まいや仕事、教育における「場所」の制約を無くし、首都圏への一極集中解消等、都市と地方の関係を大きく変える可能性があることから、地方創生推進の観点からも、地方の子育て環境の充実に国を挙げて取り組んでいく必要がある。

少子化対策は待ったなしであり、早急に具体的な施策の立案や「国民希望出生率1.8」を実現するため、次の事項について提言する。

1 Children Firstのためのこども家庭庁

- (1) 国において、設置が予定されている「こども家庭庁」においては、真に子どものためになる再編を行い、子どもに関する課題の網羅的・一元

的把握と各分野における子ども関連政策について、縦割りを克服し省庁横断の一貫性を確保するための総合調整等を担うとともに、十分な権限を確保した実効性ある組織とすること。

- (2) また、国において子どもに関する施策を一元化する際には、施策の実施の多くを担う地方の意見を取り入れ、地方においても一貫した執行体制で子ども施策を執行できるよう、必要な見直しを行うこと。
- (3) さらに、新たな組織においても、子ども関連施策の実効性を引き続き確保するために地方が必要とする予算や人材等を十分に確保すること。

2 きめ細かな少子化対策を講じるための安定した財源の確保

- (1) 出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源確保に努めるとともに、社会全体で支える持続可能性の高い制度（例えば、「子ども保険」など）の構築に向けて検討を行うこと。
- (2) 「地域少子化対策重点推進交付金」について地域の実情に応じた結婚支援等の取組を継続・強化して実施できるよう予算規模の拡充と運用の弾力化に努めること。

3 子育てに関する経済的支援の充実

子育て家庭の生活の安定への寄与、次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、子どもの数や所得水準等に応じた効果的な給付のあり方を検討した上で、児童手当の給付の拡充を図ること。さらに、地方自治体の財政的負担が増加することのないよう国の責任において、制度の拡充に必要な財源の確保に努めること。

4 ライフデザイン教育の推進

子ども・若者が、妊娠・出産の適齢期や不妊などに関する医学的な知識を持つとともに、家族の大切さなどについて考えるきっかけとなるよう、ライフデザイン教育・キャリア教育を全国的に進めること。

5 不妊に悩む家族への支援

- (1) 特定不妊治療や人工授精、不育症に対する医療保険適用に伴い、治療の選択の幅が狭まることや自己負担額が増えることがないように、保険適用による支援効果を検証するとともに、不妊治療の多様性を考慮した治療の質の維持・確保や自己負担額の軽減措置を講じること。さ

らに、独自に助成などの支援を行う自治体への財政的支援を講じること。

- (2) 小児・思春期・若年がん患者等の妊孕性（生殖機能）温存治療（精子・卵子・卵巣の凍結）への経済的支援の制度内容の充実を図ること。
- (3) 不妊治療を受けながら仕事を続けられるよう、職場での不妊治療に対する理解を促し、企業における治療日数に応じた休暇制度の導入を働きかけること。

6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

- (1) 助産師の確保及び養成に向けて、助産師出向システムの制度化の推進と院内助産システム導入のための財政的支援、助産師の人員配置に関する基準の明確化を行うこと。
- (2) NICU等長期入院児の在宅医療を促進するため、家族の要請に応じて重症児を一時的に受け入れるレスパイト病床の確保、運営等への財政措置を拡充すること。

7 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

- (1) 「産婦健康診査事業」の財源の確保を図り、すべての市町村で実施できるように支援すること。産婦健診に併せて新生児（2週間・1か月）の健診費用についても実情に応じた費用助成を行うこと。
- (2) 特定妊婦に対し、第1子妊娠時から母子生活支援施設への入所を可能とする制度改正を行うこと。

8 子ども医療費助成の制度化

- (1) 子育て家庭の医療費に係る経済的な負担軽減を図るため、子どもに対する医療費助成を全国一律のものとして制度化すること。
- (2) 地方自治体が独自に実施している助成制度（医療機関の窓口での負担軽減（現物給付））に対する国民健康保険の国庫負担金の減額措置については、未就学児までだけでなく、すべて廃止すること。

9 幼児教育・保育の充実

- (1) 子ども・子育て支援新制度の推進に必要な財源の確保及び実施主体である市町村の取組について十分な支援を行うこと。

特に、幼児教育・保育の無償化に必要な地方財源について、一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置するなど、国の責任において

必要な財源を確保すること。

「新子育て安心プラン」に対応するため、さらなる施設整備の推進と、保育士等の継続的な処遇改善など有為な人材を積極的に活用・確保できる仕組みづくりを積極的に進めるとともに、幼児教育・保育の質の向上が図られるよう支援すること。また、保育士修学資金貸付制度の継続や、無償化の対象となる児童が限定される病児・病後児保育にかかる第2子以降の利用料無料化など、地方自治体が地域の実情に応じた取組を推進できるよう支援すること。

(2) 幼児教育・保育に係る予算は、現在所管省庁が内閣府、文部科学省、厚生労働省と分かれており、施設整備などの事業を進めるにあたって、予算確保のアンバランスや事務の煩雑さなど、さまざまな課題があることから、新制度の円滑な推進が図れるよう、予算や事務手続きについて関係省庁で制度所管を一元化すること。

(3) 保育士等の処遇改善について、キャリアアップ研修等によるキャリアパス制度による処遇改善を進め、財政的支援を継続的に行うとともに、研修に参加できるよう十分な代替職員の配置を可能とするなどして、受講しやすい環境づくりを支援するとともに、新型コロナウイルス感染症対策により、研修の実施が延期されるなど影響が出ていることから、研修受講を加算取得の要件とする時期について、柔軟に対応すること。併せて、日々感染の不安を抱えながらも勤務を継続している保育士等の努力に応えるため、更なる処遇改善等の取組を進めること。

また、新制度に移行していない私立幼稚園における人材確保のため、処遇改善におけるベースアップ率などについて、統一した仕組みを国が明確に示すとともに、新制度に移行した私立幼稚園と同様、園に負担を求めない仕組みとなるよう制度改善を図ること。

(4) 年度途中入所が多く、また女性の就業率の上昇によるさらなる需要喚起が想定される低年齢児保育を充実させるため、年度当初から保育士の加配が可能となるよう、施設型給付費などの公定価格を見直すこと。

(5) 発達障がいなどを含む特別な支援や配慮を要する障がい児に対する適切な保育や支援を実施するため、障がい児保育を行う職員の確保、並びにその指導にあたる専門職の配置など、障がい児保育施策の充実を図ること。

(6) 安心・安全な保育を提供するため、全ての保育所等に、必要保育士数とは別に看護師等の配置が可能となるよう、公定価格の見直しを図ること。

- (7) アレルギーやハラールなどへの対応が必要な子どもが増えていることから、安全で安心な給食を提供するため、十分な調理員配置が可能となるよう、配置基準の見直しや加算の仕組みを設けるなど、公定価格の見直しを図ること。
- (8) 私立幼稚園における特別支援教育の一層の充実を図ること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えや保護者の就労形態の変化により、利用料収入が減少しているため、一時預かり事業や延長保育事業の提供体制を安定的に確保するための措置を講ずること。
- (10) 地域での保育の受け皿となっている認可外保育施設は、主に保育料収入により運営されているが、新型コロナウイルス感染症対策により運営の自粛や利用者の減少により収入が減少し、存続が危ぶまれる施設も生じていることから、認可施設と同様に、保育料収入の減少に対する財政的支援を講ずること。
- (11) 在宅育児家庭の3歳未満の子どもを対象とした通園による保育サービスの提供など、隙間のない子ども・子育て支援制度とすること。
- (12) 家庭環境に配慮を要する児童が多く入所する園に対して、保育士加配の支援を行う事業の充実を図ること。
- (13) 野外体験保育には子どもの豊かな育ちに一定の効果があると考えられることから、自然体験を通じて子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした取組の普及啓発や人材育成を進めるとともに、取組を進める団体に対する財政的支援を図ること。

10 放課後児童対策の推進

- (1) 放課後児童クラブを安定して運営するため、開設日数が年間250日未満のクラブや19人以下の小規模なクラブに対する補助制度の充実を図ること。また、夏休みなどの長期休暇中は利用申し込みが増えるため、その期間に特化した子どもの居場所の確保について、支援の仕組みを充実させること。さらに、放課後児童支援員以外の事務担当職員を十分に配置できるよう、加算の仕組み等を充実させること。
- (2) 新・放課後子ども総合プランに基づく子どもの居場所づくり推進のため、放課後子ども教室の活動経費の補助である「学校・家庭・地域連携協力推進事業」について、補助額の圧縮が行われることのないようにするなど、放課後子ども教室の活動への助成等において、十分な財源を確保すること。
- (3) ひとり親家庭や多子世帯に係る放課後児童クラブ利用料の負担を軽

減するための制度を創設すること。

- (4) 放課後児童支援員等の安定的な雇用を確保し、体制強化を図るため、処遇改善に資する制度充実を進めること。
- (5) 里親に係る措置費として、放課後児童クラブの利用料を支弁対象に含めること。

11 男性の育児参画の推進

- (1) 希望する子どもの数の実現に向けて「第2子の壁」を克服するためには男性の育児休暇や休業の取得促進が欠かせないことから、育児休業はもとより、産前産後や時間単位等の育児休暇の取得促進に向け、積極的な広報や取得しやすい取組を実践している企業の顕彰等を行うなど、気運の醸成に努めること。
- (2) 従業員を対象とする育児休業給付金の支給率の大幅な引き上げや企業に向けた両立支援等助成金の要件緩和などを図るとともに、男性の育児休業を促進する制度の活用促進に向けて、従業員や企業に広く分かりやすく周知すること。
- (3) 地域少子化対策重点推進交付金を活用した男性の育児休暇や育児休業の取得を飛躍的に向上させる取組を、地域でモデル的に試行できる仕組みを構築すること。
- (4) 妊婦と父親となる男性が共に妊娠・出産への理解を深め、協力して子育てに取り組めるように、地方自治体や企業等における両親学級の開催促進などの支援を行うこと。

12 短時間勤務からの育児休業取得者に対する経済的支援の拡充

第1子の育児休業から職場復帰後、短時間勤務を利用している期間（子が3歳まで）に次の子を出産し、育児休業を取得した場合の育児休業給付金は、短時間勤務の賃金による算定となり減額されることから、フルタイム勤務の賃金水準による給付額を支給し、育児休業中の支援策を拡充すること。

13 企業における働き方改革の取組促進

働き方改革に取り組むことは、仕事と家庭との両立を実現し、子育てができる職場づくりにつながる。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業はこれまで以上にテレワークなど多様で柔軟な働き方を導入する必要に迫られている。今後、新型コロナウイルス感染症の収束後におい

ても、働き方を見直し誰もが働きやすい職場環境づくりを進めることができるよう、特に中小企業・小規模企業の取組促進に向けて財政措置を講ずるなどの支援を強化すること。

14 社会的養育推進に向けた基盤の強化

(1) 児童相談体制の充実と強化

- ① 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」の確実な実施に向け、児童福祉司等の配置に関しては、地方交付税措置の拡充などの財政支援措置を充実するほか、児童福祉司等の専門の養成・研修機関の設置など国主導による人材確保と育成システムを構築するなど、体制強化のための支援の充実を図ること。
- ② 自分から声を上げられない子どもの権利を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、国として子どもの権利擁護に関する体制のモデルを示すとともに、その実施に向けた地方自治体や民間団体の取組を積極的に支援すること。
- ③ 児童虐待相談対応件数が増加し続け、複雑・困難なケースも増加していることから、的確な相談対応による子どもの安全確保と児童相談所職員の業務効率化、スキルアップを図っていくため、国が主体となってAI等の先端技術を活用した虐待対応の取組を加速化させるとともに、地方が技術を導入する際の財政的支援を強化し、全国展開に向けた国と地方の連携による推進体制を整備すること。

(2) 里親養育包括支援体制の構築に向けた支援の強化

- ① 新たに里親養育包括支援（フォスタリング）業務に取り組もうとする施設や団体、NPOが円滑に事業を開始できるよう、事業準備期間に要する経費（専門人材を養成する期間中における代替職員に係る人件費の補填、地域事情に応じた取組の導入に向けた検討、関係機関とのネットワークの構築など）に柔軟に対応できる交付金の創設や現行補助制度における特例的な嵩上げ措置など制度推進に向けてインセンティブを与える制度を創設すること。
- ② 里親養育包括支援（フォスタリング）が永続的、安定的に行えるよう、児童福祉法上に位置付けるとともに、施設においてフォスタリング事業のため配置する職員を措置費の加算の対象とすること。
- ③ 里親制度の普及・促進に向けては、各児童相談所と市町村が連携して取り組むことができる環境の整備が重要であるため、市町村が児童相談所等と連携して取り組む里親制度の普及・促進に向けた取組を財

政面から支援する制度を創設すること。

(3) 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実と自立支援

- ① 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化、地域分散化を促進するため、措置費の加算等の財政支援を充実すること。
- ② 家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件の緩和に向けて、地域小規模児童養護施設及び委託一時保護専用ユニット（乳児を含む）への職員配置の充実及び1ユニットあたりの児童定員の縮減を図るとともに、小規模化した施設において緊急的に措置児童を受け入れなければならない場合における入所定員の柔軟な運用を行うこと。また、利用者の変動の大きい委託一時保護専用ユニットを有効活用するため、子育て短期支援事業（ショートステイ等）や、里親の一時的な休息のための援助（レスパイトケア）で受け入れる児童が利用できるようにすること。
- ③ 乳児院及び児童養護施設における心理職員の配置を、心理療法対象人数による加算配置から常時配置へ変更を行うこと。
- ④ 自立支援資金貸付金の返還免除の要件となる就業継続期間（5年間）を短縮し、退所者等の負担軽減を図ること。
- ⑤ 児童養護施設退所者等の自立に向け、地方自治体や民間団体による地域の実情に応じた支援体制の強化に向けた財政支援を拡充すること。

15 発達支援が必要な子どもへの対応

- (1) 保育所、認定こども園、幼稚園で発達障がい児等に対する適切な早期支援を行うため、施設職員を支援する専門的な人材を市町村が養成し配置できるよう、地域生活支援事業に長期の研修派遣等の支援メニューを追加するとともに、予算総額の十分な確保に努めること。
- (2) 発達障がい疑われる児童が地域において専門的な医療を早期に受けられるよう、専門的医療機関の確保のため、小児科医や精神科医が発達障がい児を診察した際の診療報酬を見直すこと。

16 ヤングケアラーへの支援の強化

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任を負うヤングケアラーについては、国において社会的認知度及び社会全体で支援する機運を高めること。また、地方自治体や民間団体が行う取組に対して、財政面を含め、支援の強化を図ること。

17 子どもの貧困対策

- (1) 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、地域の実情に応じて地方自治体が行う施策への十分な財政措置を行うこと。
- (2) 地方自治体における子どもの貧困対策を推進するため、その企画・立案・実施に資するよう、子どもの貧困の実態が明らかになるような調査を国の責任において実施し、地域別データの把握・提供を行うこと。
- (3) 家庭の状況にかかわらず子どもたちが学習する機会を得て希望する進学につなげることができるよう、自治体を実施する子どもの学習支援事業に対する財政的な支援を強化すること。
- (4) ひとり親家庭等の就労対策支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」の給付額を増額すること。
- (5) ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるための「児童扶養手当」の支給額の増額を図ること。
- (6) ひとり親家庭や多子世帯に係る放課後児童クラブ利用料の負担を軽減するための制度を創設すること。(再掲)
- (7) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置拡充に係る予算について、十分な額を確保するとともに補助率を引き上げること。
- (8) 自立支援資金貸付金の返還免除の要件となる就業継続期間（5年間）を短縮し、退所者等の負担軽減を図ること。(再掲)
- (9) 子どもの貧困対策の観点から、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金について制度の更なる充実を行うこと。

18 児童ポルノ等の自画撮り被害から青少年を守る施策

- (1) 児童ポルノ等の自画撮り被害から、青少年を守るため、複数の県において自画撮り画像を求める行為を禁止する条例改正がされているが、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」の改正などにより、被害につながる青少年への働きかけを抑止する等のさらなる規制について検討すること。
- (2) 自画撮り被害は、その大部分がコミュニティサイトの利用に起因して発生していることから、青少年が被害に遭うことのないよう、電気通信事業者等と協議の上、被害防止に有効な技術開発や普及促進などの効果的なコミュニティサイト対策を行うこと。

12 豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止について

平成30年9月、国内で26年ぶりに発生した豚熱は、これまでに全国で81事例が発生し、延べ約29万頭の殺処分が行われた。

令和元年には豚へのワクチン接種が開始されたが、その後もワクチン接種を実施した農場で相次いで発生している。さらに野生いのししの感染は29都府県で確認され、今なお全国に拡大している状況にあり、豚熱の終息に向けては、息の長い取り組みが必要である。

また、アフリカ豚熱がアジアや欧州、中米など世界的に拡大しており、今後、アフターコロナを見据えた海外との人・モノの動きによる国内への侵入リスクを考えていく必要がある。

家畜伝染病が一たびまん延すれば、我が国の畜産業及び関連産業に甚大な被害をもたらす、その再生には長い期間を要する。

こうした課題に対応するため、国においては、引き続き、国家レベルの危機管理事案として、豚熱の終息と産地の再生、アフリカ豚熱の国内侵入防止のため、次の事項について措置を講じることを強く求める。

1 早期終息に向けた発生原因の解明と飼養衛生管理の更なる向上

- (1) 豚熱・アフリカ豚熱ウイルスの農場への侵入防止対策を的確に実施するため、豚熱の感染経路や発生原因を早急に解明し、必要に応じて対策の見直しを行うとともに、あらゆる手段を行使し、豚熱発生に係る事態を一刻も早く終息させること。
- (2) アフリカ豚熱の脅威にも備え、農場における更なる飼養衛生管理の向上のため、消費・安全対策交付金等について、生産者団体の意向を踏まえた支援対象の拡充を図り、十分な関連予算を確保のうえ、財政支援を実施すること。
- (3) 家畜防疫員の専門性や技術力の向上を図るため、家畜伝染病の最新の学理及び診断技術等を学ぶ研修の充実及び受入機会の拡充を行うこと。

2 ワクチン接種のあり方

- (1) ワクチン接種を実施している農場での豚熱発生に鑑み、接種都府県が実施する免疫付与状況検査結果を踏まえた、より適切なワクチンの

接種時期や回数など接種方法を検討のうえ、提示すること。

- (2) 知事認定獣医師による飼養豚へのワクチン接種について、防疫指針に基づくまん延防止のための接種であることから、都道府県や農家の負担が増加しないよう、家畜伝染病予防法第6条に基づく接種と同様に、国において必要な財政支援を行うこと。
- (3) 知事認定獣医師が実施したワクチン接種により死亡又は傷害を受けた豚について、家畜伝染病予防法第58条の手当金の交付対象とすること。
- (4) 国産マーカーワクチンの開発を加速し、現行（非マーカー）ワクチンからの移行の是非を早急に判断すること。

3 野生いのしし対策

- (1) 野生いのしし対策を重点的かつ効果的に推進するため、国において生息頭数や浸潤状況等のデータを解析し、豚熱撲滅に向けた方針、目標値及びその実現を図るための行程を示すこと。
- (2) 豚熱撲滅に向けた方針に基づき実施する経口ワクチン散布及び野生いのししの捕獲関連経費について、国が責任をもって十分な予算を措置すること。また、経口ワクチンについては、予め年間の必要量を一括輸入するなど十分な量を確保すること。
- (3) 使用素材を工夫するなど国内での散布に適した経口ワクチンの内製化に向けた取組みを加速すること。
- (4) 野生いのししにおける浸潤状況や抗体獲得状況が地域によって異なることから、経口ワクチン散布の目的や方法などについて、科学的な知見に基づき、これまでの有効性の評価や地域の現状を分析した上で散布方針を示すこと。
- (5) 野生いのししにおける豚熱撲滅には、全国的な捕獲強化と豚熱検査の拡充が必要であることから、都府県ごとの捕獲状況や課題を検証し、十分な財政支援を行うことともに、関係省庁が連携し、対応すること。

また、農場に野生いのししを近づけないための防除対策など、総合的な野生いのしし対策への支援を行うこと。

4 産地再生への支援の充実

- (1) 農場において豚熱又はアフリカ豚熱が発生した場合や、アフリカ豚熱による予防的殺処分を行った場合には、農家の休業が長期にわたり、再開後も経営が軌道に乗るまでには期間を要することから、無利子、保証料なしの融資制度など、経営再建に向けた支援措置を充実すること。
- (2) 地域の養豚生産を支えると畜・流通・飼料など関連事業者に対し、取扱量の減少、出荷遅延による規格外の滞留豚処理に係るコスト増などに対する支援措置の充実、支援に係る稼働休止期間などの要件の緩和を行うこと。

5 水際対策、アフリカ豚熱への備え

- (1) アフリカ豚熱の国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や違法に持ち込もうとする者の入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるとともに、検疫探知犬の不足を解消し、加えて、人の往来が増え、検査対象数が増加となった際にも対応できるよう地方の空港や港湾においても、検疫探知犬の更なる増頭と常時配置を促進し、違法畜産物の持ち込みを確実に摘発する体制を整備するなど、一層の水際対策の強化、徹底を行うこと。
- (2) アフリカ豚熱ウイルスの国内侵入を許し、野生いのししへの感染が判明した場合には、諸外国の封じ込め対策を参考にしながら、迅速な初動対応を可能とする対処方針を関係省庁連携のもと策定するとともに、国において、囲い込みや緊急の農場防疫等に必要な資材の備蓄を行うこと。
- (3) アフリカ豚熱の国内侵入に備え、野外活動時の食品残さの持帰りの徹底など野生いのししへの伝播防止措置について、関係省庁や関係団体と連携し国民へ周知すること。
- (4) アフリカ豚熱ワクチンの早期開発・実用化を進めること。

6 人材確保対策の強化

全国的に不足している産業動物獣医師や都道府県獣医師の確保・育成を図るため、国において修学資金給付に係る十分な予算を確保するなど、支援策を充実すること。

7 地方財政措置の充実

豚熱・アフリカ豚熱対策として地方が支出する経費については、単独事業も含め、十分な特別交付税措置を講じること。

13 産廃特措法失効後の安全性の確保に向けた取組への財政支援について

不適正に処分された産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去事業は、周辺住民の健康の保護、生活環境の保全はもとより、産業廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭し、循環型社会の形成に資するものであり、環境政策における全国的かつ重要な課題として、国と地方公共団体が協力して取り組むべきものである。

この観点から、平成10年6月17日より前に不適正な処分が行われた事案について、支障の除去等をできるだけ早期に完了させるため、平成15年に特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）が平成24年度末までの時限立法として制定され、平成24年の改正により期限が令和4年度末まで延長された。

都道府県等においては、産廃特措法に基づく基本方針に即した実施計画について、環境大臣の同意を得て、国の財政支援のもと支障除去等事業を計画的かつ着実に進めている。

一方で、廃棄物を残置する工法により事業を実施した場合には、事業の終了後も、残置される廃棄物が周辺地下水の汚染や悪臭の発生等の中長期的な潜在リスクを有する。このため、生活環境保全上の支障が再発しないよう、各事案の実情に応じた、地域住民の安全性の確保に向けた取組（モニタリングや水処理の継続、構造物の維持管理等）が不可欠であるが、産廃特措法が失効する令和5年度以降は、国の財政支援がなくなり、都道府県等の財政負担が大きくなる。

支障除去等事業の費用負担については、産業廃棄物が都道府県の区域を超えて広域的に処理されていることを踏まえ、公平性の観点から事業を実施する都道府県等が全額負担するのではなく、産廃特措法に基づき国による財政支援が行われている。支障除去等事業終了後の安全確保に向けた取組についても、公平性の観点から同様に国による財政支援がなされるべきである。

また、平成24年の産廃特措法の改正に際しては、衆議院環境委員会で「特定支障除去等事業として全量撤去方式以外の支障の除去等を実施するに当たっては、その残置される特定産業廃棄物が中長期的な潜在リスクを有する可能性があることに鑑み、同事業の完了後に新たな生活環境保全上の支障が再発することのないよう、都道府県等による安全性の確保に向けた継続的なモニタリングの支援等必要な措置を講ずること」との附帯決議がなされているところであり、国においては、都道府県等のモニタリング等の取組を踏まえた財政支援制度について、早急に検討し示されたい。

については、次の事項について、特段の措置を講じられるよう提言する。

産廃特措法失効後においても、残置廃棄物の有する潜在リスクに対する安全性の確保に向けた地方自治体の取組の費用について、法整備も含め、引き続き国が責任をもって地域の実情に応じて財政支援を行うこと。

14 水素エネルギーの普及・導入拡大について

「エネルギー基本計画」において、水素は、カーボンニュートラルに必要な不可欠な二次エネルギーであると位置付けられている。また、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においても、水素は、発電・輸送・産業など幅広い分野で活用が期待される、カーボンニュートラルのキーテクノロジーであると位置付けられている。

この水素エネルギーの普及・導入の拡大を推進するため、燃料電池自動車をはじめとする水素アプリケーションの普及やインフラの整備を着実に進める必要がある。特に、水素ステーションは、モビリティにおける水素利用の中核となることから、その整備を促進する必要がある。

そのためには、水素ステーションの技術開発の動向などを踏まえ、安全の確保を前提としたうえで、整備や運営等に係る規制の見直しによる事業者負担の軽減が必要である。

また、水素の製造から貯蔵・輸送、利用に至るサプライチェーンを見据え、それぞれの地域で生み出された、再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素や副生水素の利活用を推進することが必要である。

については、規制改革、技術開発、官民一体による水素ステーションの戦略的整備を三位一体で推進するとともに、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した水素サプライチェーンを構築するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 中部圏における水素ステーションの普及を促進するため、整備・運営等に対する支援を強化すること。**
- 2 水素ステーションの整備・運営等について、安全確保を前提としたうえで、事業者負担の軽減のため、規制の見直しを検討すること。**
- 3 地域で生み出された再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素や副生水素の利活用について、先駆的な取組みを推進する自治体を支援するための財源措置を講じること。**

15 医師確保対策の推進について

医師の時間外労働規制が、令和6年度から適用されることにより、地域における医療提供体制に多大な影響を与えることから、これまで以上に医師の確保が困難となることが想定される。

そのため、医師の絶対数を増やすことが必要となるが、国では令和6年度以降の医学部定員の減員に向け、臨時的な医学部定員の設定に関する見直しの議論がなされており、臨時定員の増が延長されない場合、地域に必要な医師の確保が一層困難となる。

また、地域において医師を確保するためには、地域枠入学者の定着促進が必要であり、都道府県は医師確保計画に基づき必要な施策を実施しているが、都道府県を中心とした取組には限界がある。

については、医師の確保や地域偏在解消に向けた実効性のある施策を求めするため、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 医師の働き方改革の推進に当たっては、地域における医師確保・偏在対策の着実な進展を前提として進めること。**
- 2 現在の医学部の臨時定員増を延長するほか、恒久定員内に地域枠を設定する措置については運用を柔軟化するなど、臨時定員増を積極的に認めること。**
- 3 産科をはじめとした医師の診療科偏在や地域偏在の解消に各都道府県が参画できる仕組みの導入を検討すること。**
- 4 都道府県が医師確保計画に定める具体的な施策を実施するための財政支援措置を講じること。**

16 手数料等の電子申請及び電子納付の推進について

税・公金納付のデジタル化については、利用者の利便性向上及び自治体・金融機関の業務効率化・省力化を図るために有効であり、このうち地方税については、総務省がeLTAXの構築・活用を推進し、全税目における電子納税の目途が立ったところである。

一方、同じく公金である手数料等の税外収入に係る電子申請及び電子納付については、行政手続きの所管省庁が多岐に渡ることから対応が様々であり、国が電子申請システムを整備する場合であっても電子納付は自治体において対応するよう求められるなど、自治体が独自に試行錯誤している。

規制改革の一環として指定金融機関と自治体の経費負担の見直しが指摘される中、全国の金融機関及び自治体間の業務の効率化は喫緊の課題であり、利用者の利便性の向上や自治体の負担軽減の観点からも、税外収入の電子納付化を進めていく必要がある。

これらを背景に、経済団体及び金融機関からも、eLTAXの活用等による税外収入決済手続きの全国一元化の要望がなされているところであるが、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 手数料等税外収入の収納等事務の電子化推進

- (1) 自治体の税外収入については、利用者の利便性を第一に、総務省とデジタル庁が連携し、電子申請及び電子納付化を強力的に推進すること。
- (2) 経済団体及び金融機関からの要望も踏まえて、税外収入に統一QRコードの導入によるeLTAXの活用を可能とした上で、令和6年10月の内国為替制度運営費適用に係る協議に間に合うよう、ロードマップを早急に示すこと。
- (3) 国が自治体の行政手続等についても、電子申請システムを整備する場合は、利用者の利便性を考慮し、電子申請から電子納付まで一連で処理できる仕組みを検討すること。

2 税外収入の収納事務等に対する財政支援

今後自治体が電子申請及び電子納付化を進める中で必要となる経費や、令和6年10月から内国為替制度運営費が適用される自治体の公金取扱手数料などについて、適切な地方財政措置を講ずること。